

宮労発基 1013 第 3 号  
平成 28 年 10 月 13 日

使用者団体の長 殿

宮 城 労 働 局 長



## 長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

デフレから完全に脱却し、経済の好循環を回し続けるためにも、長時間労働を是正し、労働の質を高め、生産性を向上させることが非常に重要です。また、少子高齢化で労働力人口の減少が懸念される中で、女性をはじめとするすべての人々が社会で活躍できるよう、安心して働くことができる環境を整備することも重要です。

しかしながら、我が国においては、依然として長時間労働の問題が認められ、年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまるなど、長時間労働の削減を始めとした働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」や「日本再興戦略 2016―第 4 次産業革命に向けて―」において、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれ、政府全体としても、去る 9 月 2 日に「働き方改革実現推進室」を設置するなど、長時間労働の是正を含めた働き方改革実現に向けた取組を開始しています。

この長時間労働問題については、厚生労働大臣を本部長として「長時間労働削減推進本部」が設置され、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として、省を挙げて取り組んでまいりました。特に監督指導については、本年 4 月に、月残業 100 時間超えから 80 時間超えのすべての

宮 城 労 働 局

10 25

第 734 号

事業場へ監督対象を拡大するなど、その取組を強化したところです。

宮城労働局においても、年間総労働時間が全国平均を上回っており、過重労働が疑われる相談も寄せられていることから、私自身を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置し、過重労働の防止等のための重点的な監督指導を実施するとともに、本年8月31日には、宮城働き方改革推進等政労使協議会10機関による「宮城『働き方改革』に向けた共同宣言」を採択するなど、企業への働き方改革に向けた要請等を行ってまいりました。その上で、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は過労死等防止啓発月間とされていることから、本年も、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組をより一層推進することとしたところです。

この期間中、11月6日には全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」を実施するほか、過重労働防止を重点とした監督指導を実施し、過重労働解消のためのセミナーも開催することとしております。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現（「プラスワン休暇」）のほか、ボランティア休暇等が挙げられます。

これまでも貴団体からは、傘下企業への長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進等の働き方改革に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下企業に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。